第十八条の十九第三項中「第九項」を「第十一項」に改め、同条第三十二項中「第二十五条の十七第三十一項」を「第二十五条の十七第三十八項」に改め、同項第一号中「第四十条第十六項」を「第四十条第十八項」に改め、「法人番号」の下に「（当該公益法人等が公益信託の受託者である場合には、当該公益信託の受託者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号（当該公益信託の受託者が二以上ある場合には、その主宰受託者の氏名又は名称を含む。）並びに当該公益信託の名称）」を加え、同項第二号及び第四号中「第四十条第十六項」を「第四十条第十八項」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第三十一項中「第二十五条の十七第三十項」を「第二十五条の十七第三十七項」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第三十項中「第四十条第十四項」を「第四十条第十六項」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第二十九項中「第四十条第十二項」を「第四十条第十四項」に、「同条第十一項」を「同条第十三項」に改め、同項第一号中「第十九項第三号イからニまで」を「第二十一項第三号イからニまで」に改め、同項第二号中「同条第十三項」を「同条第十五項」に、「第二十五条の十七第二十八項」を「第二十五条の十七第三十五項」に改め、同項第三号中「第十九項第一号イからハまで」を「第二十一項第一号イからハまで」に改め、同項を同条第三十三項とし、同項の次に次の一項を加える。

34　法第四十条第十四項に規定する引継受託者が同項に規定する当初受託者から同項に規定する任務終了事由等により同項に規定する財産等の移転を受けた場合における同項において準用する同条第十三項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　当該引継受託者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号（当該引継受託者に係る公益信託の受託者が二以上ある場合には、当該引継受託者以外の受託者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号を含む。）、当該公益信託の名称並びに当該任務終了事由等に係る法第四十条第十四項に規定する認可又は届出の日

二　当該引継受託者が当該当初受託者から当該移転を受けた資産が法第四十条第十一項に規定する財産等であることを知つた日並びに当該財産等の種類、所在地、数量、使用開始年月日（同条第十五項において準用する同条第五項後段に規定する政令で定める事情がある場合には、その事情の詳細を含む。）及び使用目的

三　当該当初受託者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号、法第四十条第十一項に規定する任務終了事由等が生じた年月日並びに当該任務終了事由等の詳細

四　その他参考となるべき事項

第十八条の十九第二十八項の改正規定中「第四十条第十四項」に」を「第四十条第十四項」に改め、「受けた場合」の下に「又は同項に規定する財産等を同項に規定する公益信託の信託財産として受け入れた場合」を加え」に改め、同項第三号の改正規定中「同項第三号中」を「同項第一号中「法人番号」の下に「（当該受贈公益法人等が当該公益信託の受託者である場合には、当該公益信託の受託者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号（当該公益信託の受託者が二以上ある場合には、その主宰受託者の氏名又は名称を含む。）並びに当該公益信託の名称）」を加え、「受けた」を「受け、又は当該公益信託の信託財産として受け入れた」に改め、同項第二号中「贈与」の下に「又は当該財産等を当該公益信託の信託財産として受け入れたこと」を、「寄附」の下に「又は支出」を加え、同項第三号中「受けた」を「受け、又は当該公益信託の信託財産として受け入れた」に、」に改め、同条第二十五項の改正規定中「第二十五条の十七第二十七項第三号イ」を「第二十五条の十七第二十八項第三号イ」に改め、同条第二十一項の改正規定及び同条第二十二項の改正規定中「第二十五条の十七第二十七項第二号」を「第二十五条の十七第二十八項第二号」に改め、同条第二十項の改正規定及び同項第一号の改正規定中「第二十五条の十七第二十八項第一号」を「第二十五条の十七第二十七項第一号」に改め、同条第十九項第一号イの改正規定中「第二十五条の十七第二十六項第一号」を「第二十五条の十七第二十七項第二号イ」に改め、同号ハの改正規定中「第二十五条の十七第二十六項第二号ロ」を「第二十五条の十七第二十七項第二号ロ」に改め、同項第三号の改正規定中「第二十五条の十七第二十七項第二号イ」を「第二十五条の十七第二十八項第一号」に改め、同号ロの改正規定中「第二十五条の十七第二十七項第三号ロ」を「第二十五条の十七第二十八項第三号ロ」に改め、同条第十八項第四号の改正規定中「同条第十八項第四号中」を「同条第十八項第二号中「受贈公益法人等」を「他の公益法人等」に改め、「贈与」の下に「又は同項に規定する財産等を同項に規定する公益信託の信託財産とすること」を、「寄附」の下に「又は支出」を加え、同項第三号中「しようとする法第四十条第九項」を「し、又は法第四十条第九項に規定する公益信託の信託財産としようとする同項」に改め、同項第四号中「法人番号」の下に「（当該受贈公益法人等が当該公益信託の受託者である場合には、当該公益信託の受託者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号（当該公益信託の受託者が二以上ある場合には、その主宰受託者の氏名又は名称を含む。）並びに当該公益信託の名称）」を加え、「受ける」を「受け、又は当該公益信託の信託財産として受け入れる」に、」に改め、同条第十四項を同条第十六項とし、同条第十三項第三号を改め、同項を同条第十五項とし、同条第十二項を同条第十四項とし、同条第十一項第二号イを改め、同号ロを改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項第一号を改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項を同条第十一項とし、同条第五項から第八項までを二項ずつ繰り下げ、同条第四項第二号を改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に二項を加える改正規定を次のように改める。

第十八条の十九第十四項を同条第十六項とし、同条第十三項第三号中「第四十条第十三項」を「第四十条第十五項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十二項中「法人で」を「公益法人等で」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十一項第一号中「法人番号」の下に「（当該公益法人等が公益信託の受託者である場合には、当該公益信託の受託者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号（当該公益信託の受託者が二以上ある場合には、その主宰受託者の氏名又は名称を含む。）並びに当該公益信託の名称）」を加え、同項第二号イ中「第七項第一号」を「第九項第一号」に、「又は第五号」を「、第五号又は第六号」に、「第八項第一号」を「第十項第一号」に改め、「決定された年月日」の下に「（当該公益法人等が第九項第六号に掲げる公益法人等である場合には、当該譲渡財産を当該方法により管理することが当該公益法人等に係る公益信託の合議制の機関において決定された年月日又は当該譲渡財産を当該方法により管理することについて当該公益信託の信託管理人の同意を得た年月日）」を加え、同号ロ中「第七項第三号」を「第九項第三号」に改め、同項第五号中「、使用目的及び」を「及び使用目的並びに」に改め、「決定予定年月日」の下に「（当該公益法人等が第九項第六号に掲げる公益法人等である場合には、当該特定買換資産を当該方法により管理することについての当該公益法人等に係る公益信託の合議制の機関における決定予定年月日又は当該公益信託の信託管理人の同意予定年月日）」を加え、同項を同条第十三項とし、同条第十項第一号中「法人番号」の下に「（当該公益法人等が公益信託の受託者で